

第14回（平成28年）度静岡市民清水区サッカー大会実施要項（全体及び3種）

1. 主 催

静岡市体育協会・静岡市サッカー協会・NPO法人清水サッカー協会

2. 主 管

地域スポーツクラブづくり推進委員会・市民大会運営協議会

3. 大会の目的・考え方

(1) 目的

清水地区在住者を中心とした市民が、サッカーを通じて相互に協力することにより、より多くのサッカーを楽しむ環境づくりを進めることを目的とする。

(2) 考え方

①より多くの選手がサッカーを気軽に楽しむことができる中長期的に安定した受け皿として、地域単位でのスポーツクラブづくりにつながる取り組みを進める。なお、地域スポーツクラブは、学区を単位とすることにより、多様な年代、技量などの人々が、相互に認め合い、助け合う組織であることが尊重される。

②女子など地域単位でのチーム編成が難しいカテゴリーでは、学校の部活動や地域を単位としないクラブなど地域単位以外でのチーム編成により、他にプレーする機会の少ない選手のためにプレーの機会の創出に努める。

4. チーム編成

(1) チームは同一小学校区（またはそれに準ずる区域。以下「地域」という）に住所を有する者で編成し、地域を代表して各カテゴリー大会に参加する。

(2) 2以上の「地域」による合同チームの参加も認める。

(3) 参加できるチーム数は、原則的に1カテゴリーにつき1地域1チームとする。ただし、選手数が著しく多いときは、各カテゴリーの判断で2チーム以上の参加を認める。

(4) 学校の部活動や地域を単位としないクラブなど、地域単位以外でのチーム参加は、各カテゴリーの役員が、出場チームの意見を聞いて決定する。

5. 参加選手資格

原則として、清水サッカー協会会員及び清水区内各地域の在住者。（ただし、スポーツ傷害保険またはそれに順ずる保険に参加チームとして加入すること。）

6. 3種の年齢基準

(1) 3種のカテゴリーは中学1年生～3年生のU-13・U-14・U-15とし、下の学年の選手が上の学年のカテゴリーへの参加を認める。上の学年の選手が下の学年のカテゴリーへの参加は認めない。

(2) 選手登録は1人1カテゴリーかつ1チームとする。ただし、女子選手は、女子のカテゴリーと重複して参加することを認める。

7. 3種の競技方法

(1) 「地域」の対抗戦とする。学年ごとのトーナメント戦を行う。

(2) 準決勝までの審判は参加チーム同士で行い、決勝の審判は3種役員が行う。

(3) 1回戦～準決勝は各カテゴリー40分ゲーム。同点の場合は3人制のPK戦。

(4) 決勝は各カテゴリー50分ゲーム。同点の場合は3人制のPK戦。

(5) 1試合目前に本部に提出したメンバー表の選手で、最後の試合まで戦うこと。

(6) 3種の参加料は1チーム3,000円（運営協議会への1,000円を含む）とする。

8. 大会運営

◎チーム代表者

(1) 各チームに以下の役員をおこななければならない。

チーム代表者 1名、チーム副代表者 1名

(2) 代表者はチームの大会参加に関しての責任を負い、副代表者は代表者を補佐する。

- (3) 代表者及び副代表者は成人とする。未成年選手で構成されるチームの試合には、必ず成人が引率しなければならない。
- (4) チームは、全体大会及び各カテゴリー大会の運営に関して必要とされる協力をしなければならない。

◎地域代表者

- (1) 各地域に以下の役員をおかななければならない。 ・地域実行委員長 1名 ・地域実行副委員長 1名
- (2) 地域実行委員長は、地域を代表し、地域並びに地域チームの大会参加に関しての責任を負い、地域副実行委員長は地域実行委員長を補佐する。
- (3) 地域実行委員長は、地域スポーツクラブづくり推進委員会委員として、地域スポーツクラブづくり活動に参加・協力するものとする。

◎運営協議会

- (1) 地域スポーツクラブづくり推進委員会と各カテゴリー代表委員で、運営協議会を組織する。
- (2) 各カテゴリー代表委員は、シニア委員会、育成会部、1種委員会、2種委員会、3種委員会、4種委員会、女子委員会、審判委員会の委員長もしくは市民大会担当役員とする。
- (3) 大会に関する必要事項は運営協議会において決定する。
- (4) 各カテゴリー大会は、各カテゴリー代表役員を中心に運営協議会が運営する。
- (5) 各カテゴリー代表役員は各カテゴリー大会の運営に関して、必要があれば各カテゴリー大会運営委員会等を組織し、各チーム等を各カテゴリー大会の運営に参加させることができる。

◎規律委員会

- (1) 運営協議会の中に規律委員会を設ける。
- (2) 規律委員会は、地域スポーツクラブづくり推進委員会委員長の指名により、5名程度の委員を選出し組織する。このとき、審判委員会の代表役員を1名含むものとする。
- (3) 規律委員会は、競技規則及び本要項に定める出場資格、チーム編成等の規程に反する行為のほか、反スポーツ的行為など行為に対して、フェアプレーの尊重や地域スポーツの振興などの観点から懲罰等処分について裁定する。
- (4) 規律委員会は、未来にわたる本大会の範囲内で、注意、指導、出場停止、試合結果の取り消し、勝ち点の没収などの処分をすることができる。
- (5) 運営協議会は、規律委員会の処分の結果を清水サッカー協会理事会に報告する。このとき、同委員会は意見を付すことができる。

9. 会計

- (1) 各カテゴリーは、参加1チーム当たり1,000円を参加料として運営協議会に納める。
- (2) 前項の参加料は、原則として、運営協議会運営費、決勝大会の会場運営費および表彰費等に充てる。
- (3) カテゴリーごとの参加料は、前述の納付金を考慮のうえ、各カテゴリー担当理事がカテゴリーごとに設定し、運営協議会に報告する。
- (4) 各カテゴリー担当理事は、各予選大会の会計を適切に行わなければならない。もし、各予選大会として繰越金等が生じたときには、関係種別委員会等に一旦、繰り入れなければならない。

10. 表彰

- (1) 各カテゴリー順位 1位・2位・3位(2チーム)
(3位の決定方式は予選大会の競技方式による)
- (2) 総合順位(地域対抗) 1位

11. ポイント

- (1) 各カテゴリーにおける入賞チームには次のポイントが与えられる。
1位…5点、 2位…3点、 3位…1点
- (2) 各地域を代表するチームが得たポイントの合計が各地域のポイントとなる。
- (3) 複数の地域を代表するチームが得たポイントは、次の計算式の結果をそれぞれの地域に加算する。
ポイント÷該当地域数=小数点以下第2位を切り上げ=地域のポイント
- (4) 3位以内に入賞したチームが、決勝・3位決定戦等で棄権した場合、ポイントは与えない。
- (5) ポイントが同点の場合、出場カテゴリーが多い方を優勝とする。